

付録1

昭和58年度において講じようとする
公害防止に関する主要施策

昭和 58 年 5 月

大 阪 府

目 次

第1章 基本的施策	441
第1節 公害・環境行政の総合的推進	441
1 環境総合計画・公害防止計画の推進	441
2 環境影響評価の制度化等	441
3 環境モニタリングシステムの整備	442
4 環境情報システムの整備	442
5 快適環境の創造	442
第2節 公害防止条例等の整備	443
第3節 土地利用の適正化に関する施策	443
第2章 公害防止の諸施策	444
第1節 大気汚染対策	444
1 法律・条例に基づく規制	444
2 大気汚染に係る環境保全対策の推進	444
3 光化学スモッグ対策の推進	445
4 発生源常時監視システムの整備	446
5 大気汚染の常時監視及び緊急時措置の実施	446
6 大気汚染現況調査等の実施	446
第2節 水質汚濁対策	447
1 法律・条例に基づく規制等	447
2 化学的酸素要求量に係る総量削減計画の推進	447
3 大阪湾の富栄養化防止対策の実施	447
4 下水道整備の推進	448
5 水質汚濁の常時監視	448
6 淀川環境モニタリング事業の実施	449
7 河川浄化事業の実施	449
8 河川の管理等	449

9	河川環境の整備	449
10	港湾環境の整備	449
第3節	騒音・振動対策	450
1	法律・条例に基づく規制	450
2	近隣騒音対策の推進	450
3	低周波空気振動調査の実施等	450
第4節	自動車公害対策	450
1	自動車排出ガス対策の推進	450
2	自動車騒音・道路交通振動対策の推進	451
第5節	航空機公害対策	452
1	大阪国際空港航空機公害対策の推進	452
2	大阪国際空港周辺整備機構に対する助成	453
第6節	地盤沈下対策	453
1	法律・条例に基づく規制	453
2	地盤沈下状況の調査の実施	453
3	都市河川地盤沈下対策事業の実施	453
4	工業用水の供給	454
第7節	廃棄物処理対策	454
1	産業廃棄物処理対策の推進	454
2	一般廃棄物処理対策の推進	454
3	最終処分場の確保	455
第8節	農林・水産・畜産公害対策	455
1	農林・水産・畜産公害対策の実施	455
2	農業用水及び土壌汚染対策の実施	455
第9節	環境保健対策	456
1	健康被害に関する調査研究の実施	456
2	保健所における公害関連業務の実施	456

第10節	被害救済等	457
1	公害健康被害補償法の施行等	457
2	公害に関する苦情・相談の処理	457
3	大阪府公害審査会の運営	457
4	公害関係事犯取締りの実施	457
第11節	中小企業に対する助成等	458
1	工場の適正配置及び集団化の促進	458
2	中小企業者に対する公害防止資金の融資	458
3	公害防止技術の相談・指導	459
4	公害防止技術者の養成	459
5	公害防止技術の研究開発等	459
6	中小企業における公害防止技術の研究に対する助成	459
第12節	公害に係る検査・分析業務体制の整備	460
第13節	その他の公害対策	460
1	市町村の公害防止行政に対する助成	460
2	公害防止管理者等に係る業務の運営	460
3	公害モニター制度の運営	460
4	公害防止に関する知識の普及	461
第14節	自然環境保全対策	461
1	法律・条例に基づく規制等	461
2	自然環境保全対策の実施	461
第15節	歴史的文化的環境の保全	462
1	法令に基づく規制等	462
2	歴史的文化的環境保全対策の実施	463
付録	昭和58年度公害関係当初予算（関連事業を含む）一覧	464

第1章 基本的施策

第1節 公害・環境行政の総合的推進

1 環境総合計画・公害防止計画の推進

昭和57年12月、21世紀を見通しつつ昭和65年度を目標とした環境の保全と創造に係る総合的、基本的な計画として「大阪府環境総合計画（ステップ21）」を策定したところであり、この計画のもとに健康で人間性豊かな環境を備えた定住魅力のある大阪をめざし、環境の保全と創造に係る諸施策の円滑な推進を図る。

また、公害対策基本法第19条の規定に基づき内閣総理大臣から策定指示のあった大阪地域公害防止計画について策定を完了し昭和58年3月に同大臣の承認を受けたところであり、環境汚染等の状況及び推移を把握するとともに、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）の適用を受ける事業を中心とする各種の公害対策事業及び公害防止関連事業の進行状況を把握し、公害防止計画の適切な実施を図る。

2 環境影響評価の制度化等

環境汚染の未然防止を図るため、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発行為等については、環境影響評価の実施が必要であることに鑑み、昭和56年9月、制度のあり方について公害対策審議会に諮問したが、昭和58年1月にその答申を得たところである。

今後は、答申を十分尊重し、早期に実効性のある環境影響評価の制度化を図る。

そのため、制度化に向けて推進体制の整備を図るとともに、審査に必要

な汚染データの収集、解析、予測手法などの技術的事項について引き続き調査、研究を進める。

3 環境モニタリングシステムの整備

環境汚染や自然破壊を早期に発見し、あるいはそれらの発生する可能性を予測し、適切な対策に結びつけるため、環境汚染の現況や自然環境、健康影響等に関する諸情報を体系的に把握する環境モニタリングシステムの整備を図る。

このため、大気、水質、騒音等の常時監視測定網の充実に努めるとともに、リモートセンシングデータの活用や生物指標の導入による環境の総合的かつ的確な把握手法について調査、検討を進める。

4 環境情報システムの整備

環境影響の事前評価や快適な環境の創造に向けての合理的な政策の決定と諸施策の推進に資するため、地域環境に関する諸情報を体系的に蓄積整備し、環境の現況解析や将来予測等が行えるよう環境情報システムの整備を図る。

そのため、環境情報データベースや解析・予測システムの拡充、評価システムの開発に重点をおいてその整備に努める。

5 快適環境の創造

昭和57年12月に策定した「大阪府環境総合計画（ステップ21）」では、快適環境の創造を大きな柱としており、この円滑な推進を図るため快適な環境づくりに府民と行政が一体となって取り組む「快適環境創造府民会議」（仮称）を設け、地域の特性を生かしたゆとりとおいのある環境づくりを進める。環境の保全とともに快適環境の創造も含めた幅広い環境問題について、府民のより深い理解を得るため「環境大学講座」（仮称）の開設を図る。

また、快適環境を創造するための各種施策を総合的に検討し、効果的に推進するため、関係部局間の横断的な体制の整備に努める。

第2節 公害防止条例等の整備

工場・事業場に対する規制等については、大阪府公害防止条例（昭和46年大阪府条例第1号）及び同施行規則（昭和46年大阪府規則第55号）等に基づいて積極的に推進しているところであるが、今後の効果的な公害行政の推進に資するため、環境関連法令等の動向に配慮しながら同条例等について必要に応じ改正を行い、その整備を図る。

第3節 土地利用の適正化に関する施策

1 土地利用における公害防止の配慮

臨海部の造成地等における土地利用の決定に当たっては、公害防止の見地から最大限の配慮を行う。

二色の浜海水浴場の水質保全とその周辺河川及び大阪湾の汚濁防止並びに貝塚市及び周辺地域の都市機能の向上と生活環境の改善を図るため、二色の浜環境整備事業を推進する。

2 土地利用調査の実施

府下各地域ごとの特性を把握し、都市発展の動向に的確に対応した合理的な都市計画を推進するため、土地利用の現況等の調査を行い、電子計算機処理システムの整備を進める。

第2章 公害防止の諸施策

第1節 大気汚染対策

1 法律・条例に基づく規制

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び大阪府公害防止条例並びに大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（昭和49年大阪府条例第8号。以下「上乗せ条例」という。）に基づき、関係工場・事業場に対する規制、指導を強力に実施する。

また、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）に基づく規制事務を円滑に進めるため、関係市町村に対する指導の徹底を図る。

2 大気汚染にかかる環境保全対策の推進

大気汚染物質の削減を図るため、窒素酸化物、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質及び炭化水素について次の対策を推進する。

(1) 窒素酸化物対策の推進

大気汚染防止法第5条の3の規定により策定した窒素酸化物に係る総量削減計画（昭和57年大阪府告示第1314号）の目標を達成するため、自動車等からの排出量の削減とあわせて、指定地域内の特定工場等に対して総量規制基準により規制、指導を行い、排出量の削減を図る。

また、「大阪府環境総合計画」に掲げる削減対策を推進するため、昭和57年11月に策定した「固定発生源に係る窒素酸化物削減指導方針」に基づき、府下全域の全工場・事業場に対してより一層の排出量の削減指導を行う。

また、二酸化窒素に係る環境基準の科学的根拠について理解を深め

るために、「二酸化窒素の環境基準に係る専門家会議」で引き続き検討を進める。

また、窒素酸化物の削減に関する広範囲にわたる施策を総合的に検討するため「窒素酸化物対策懇話会」において、積極的に検討を進める。

(2) 硫黄酸化物対策の推進

関係工場・事業場に対して、総量規制基準、排出基準及び燃料使用基準等による規制、指導を継続し、その遵守徹底を図る。

(3) 浮遊粒子状物質対策の推進

関係工場・事業場に対して、改定強化されたばいじんの排出基準等の遵守徹底を図る。

(4) 炭化水素対策の推進

関係工場・事業場に対して、排出基準及び設備基準の遵守徹底を図るとともに、未規制発生源に対する実態調査を引き続き実施する。

3 光化学スモッグ対策の推進

光化学スモッグの発生原因を究明する等のため、前年度に引き続き次の諸調査を実施するとともに、緊急時の対策を推進する。

(1) 光化学スモッグの原因物質と考えられている窒素酸化物、炭化水素等について、発生源の排出実態の把握に努める。

(2) 光化学スモッグの発生を予測してその防止対策に資するため、常時監視による環境濃度の測定データ及び自動車排出ガス基礎調査資料を利用して発生機構の解明に努める。

(3) 光化学スモッグ注意報等の発令時における緊急時措置として、関係工場・事業場に対する排出ガス量の削減等の要請及び自動車の運行自粛の呼びかけを行う。また、速やかに市町村等関係機関へ連絡を行うとともに、府民への周知徹底を図る。

(4) 炭化水素類排出施設に対し、光化学スモッグ対策としての有効な規制方策について検討を続ける。

4 発生源常時監視システムの整備

窒素酸化物に係る総量規制等の実施に伴い、大規模発生源に対して発生源常時監視システムを計画的に整備し、窒素酸化物排出量等の常時監視を行い、総量規制基準等の遵守徹底を図る。

5 大気汚染の常時監視及び緊急時措置の実施

大気汚染状況の常時監視体制を整備充実するとともに、緊急時における情報の伝達を速やかに行うなど適切な措置を実施する。

(参考) 大気汚染測定網の整備状況

(昭和58年3月31日現在)

区 分	局 数	左のうち府公害監視センターとテレメーターで直結している局数
硫黄酸化物測定局	95局	40局
浮遊粉じん測定局	94	41
一酸化炭素測定局	56	25
窒素酸化物測定局	103	34
オキシダント測定局	89	37

(注) 局数には府、市、町所管局及び大気汚染測定車を含む。

6 大気汚染現況調査等の実施

大気汚染の現況及び汚染物質の発生源の動向を経年的に把握するため、引き続き次の諸調査を実施する。

- (1) 地域別降下ばいじん汚染状況調査(測定点は90地点)
- (2) 浮遊粉じん環境調査(測定点は浮遊粉じんについては9地点、うち大阪市内の3地点は大阪府が実施、浮遊粒子状物質については6地点)
- (3) 燃料使用状況調査(調査対象工場、事業場は約5,000、うち大阪市内分は大阪府が分担して実施)

第2節 水質汚濁対策

1 法律・条例に基づく規制等

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）、大阪府公害防止条例及び上乗せ条例に基づき、関係工場、事業場に対する規制、指導を強力に実施する。

また、大阪府自然海浜保全地区条例（昭和56年大阪府条例第2号）に基づいて、自然海浜保全地区指定のための事務を進める。

2 化学的酸素要求量に係る総量削減計画の推進

水質汚濁防止法第4条の3の規定により策定した化学的酸素要求量（COD）に係る総量削減計画（昭和55年3月内閣総理大臣承認。昭和55年大阪府告示第659号）の目標を達成するため、産業排水対策として、指定地域内事業場に対する総量規制基準の遵守及び汚濁負荷量の測定・記録について指導を行い、また、生活排水対策として、下水道の整備等の対策を推進するとともに、下水道未整備地域の府民を対象に、生活雑排水対策に関する啓発を行う。

3 大阪湾の富栄養化防止対策の実施

大阪湾における富栄養化による生活環境に係る被害の発生を防止するため、瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の3の規定による^{リン}及びその化合物に係る削減指導方針（昭和55年大阪府告示第747号）に基づき、削減に必要な指導等を実施し、削減目標の達成に努める。

このため、産業排水対策として^{リン}削減指導要領に基づく^{リン}処理施設の導入、既設の処理施設の維持管理方法の改善等を指導するとともに、生活排水対策としては下水道及びし尿処理施設の整備等のほか、合成洗剤対策推進要綱に基づき洗剤使用の減量化、石けん等無^{リン}洗剤の使用を推進目標として、必要な啓発を行う。

4 下水道整備の推進

公共用水域の水質を保全するとともに、生活環境を改善するため、引き続いて寝屋川、猪名川、安威川、淀川右岸、淀川左岸、大和川下流及び南大阪湾岸の各流域下水道の整備を行う。

また、市町村が実施する公共下水道事業に対し事業推進の指導を行い、下水道整備を促進する。

5 水質汚濁の常時監視

府下の主要河川及び大阪湾の水質の汚濁状況を常時監視するため、公共用水域の水質測定計画に基づき、93河川133測定地点並びに海域21測定地点において、河川管理者及び関係行政機関の協力を得て計画的に水質の監視、測定を行う。

また、総量規制基準が適用される一定規模以上の指定地域内事業場に設置される自動計測器及び河川の水質自動観測局のデータを集中監視する水質テレメータ監視システムを計画的に拡充整備する。

(参考) 水質自動観測局の設置状況
(昭和58年3月31日現在)

観測局名	設置場所	設置年度
一津屋	淀川神崎川分岐点 (大阪市東淀川区南江口)	昭45
安威川	神崎川合流点直前 (大阪市東淀川区相川町)	" 54
寝屋川	寝屋川上流(大東市三箇)	" 55
第二寝屋川	長瀬川合流点直前 (大阪市城東区諏訪)	" 56

水質テレメータ監視システム整備状況

(昭和58年3月31日現在)

中央監視局	副監視局	発生源測定局	環境水質測定局
公害室堺分室内	公害室水質課内	25	3

6 淀川環境モニタリング事業の実施

淀川流域の水辺環境にせい息する生物の実態を、府民自ら観察してもらうことにより、水質保全の重要性について理解と認識を深めるとともに、観察結果をとりまとめ、指標生物により淀川流域の状況を把握し、水質保全の推進に努める。

7 河川浄化事業の実施

河川の汚濁を防止するため、都市河川浄化事業として神崎川及び寝屋川等において汚でいのしゅんせつを行う。

8 河川の管理等

河川敷内への廃棄物の不法投棄を防止するため、河川パトロールに加えて、河川管理協力員制度を効果的に活用するとともに、防護柵の設置を推進する。また、河川へ流出した工場廃油処理のためのオイルフェンスを府土木事務所、治水事務所及び工営所に常備する。

なお、府民の河川への理解と愛護精神の高揚を図るため、河川愛護月間を設けて啓発活動を行う。

9 河川環境の整備

河川敷内に堆積または水面に浮遊するじんかいの清掃並びに雑草の刈取りを実施するほか、沈船の引揚げ等を行う。

10 港湾環境の整備

府営港湾の環境整備を図るため、港内に発生した廃油及びじんかいの処理を行うとともに、港湾の緑化を推進する。

第3節 騒音・振動対策

1 法律・条例に基づく規制

騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び大阪府公害防止条例に基づく騒音・振動に係る規制事務を円滑に進めるため、関係市町村に対する指導の強化、担当職員の技術研修の充実等により関係工場、事業場等に対する規制、指導の徹底を図る。

2 近隣騒音対策の推進

本年4月1日より施行されたカラオケ騒音規制（飲食店等における午後11時以後の音響機器の使用制限）の徹底を図るため、市町村の調整・指導を行うとともに、府民・事業者に向けて、各種広報媒体により、近隣騒音防止の啓発活動を行う。

3 低周波空気振動調査の実施等

工場機械から発生する低周波空気振動の実態調査を行い、その対策の確立に必要な資料の整備を図る。

第4節 自動車公害対策

1 自動車排出ガス対策の推進

(1) 国における自動車排出ガス低減対策として、一連の規制強化が図られてきたが、その実効を期するため、自動車の使用者等に対し規制内容の周知徹底を図るとともに、自動車運行の自粛についての啓発、自動車排出ガスの検査等街頭指導を実施する。

また、大阪自動車公害対策推進会議の専門部会で、業務目的自動車の運行合理化等自動車交通量の抑制策を検討し、府レベルで取り得る施策を積極的に推進するとともに、国に対しては、発生源対策の強化と併せて

全体交通量削減に関する抜本策の樹立を強く要請する。

- (2) 自動車排出ガスによる大気汚染の状況をより正確に把握し、有効適切な対策の検討に資するため、沿道調査等による資料整備に努める。
また、将来の大阪地域において、環境保全の観点から許容される自動車交通量の算定等、自動車交通総量削減計画の策定に必要な基礎調査を進める。
- (3) 都市における交通公害等の各種障害に対処するため、都市総合交通規制を更に推進し、交通流の最適化、自動車交通総量の削減を図る。
- (4) 広域制御地域の拡大 信号機の系統化等交通管制機能の高度化により、自動車の走行状態の改善を図る。
- (5) 一酸化炭素、炭化水素等自動車排出ガスに係る整備不良車両の指導取締りを推進する。
- (6) 無公害車である電気自動車について、関係機関と提携して使用可能分野への普及促進に努める。

2 自動車騒音・道路交通振動対策の推進

- (1) 走行状態の改善を図るため、幹線道路については、車線走行及び適正速度走行のための交通規制並びに交通安全施設等の整備を図る。また、住区道路については、一方通行、大型車通行禁止等の交通規制を総合的に組み合わせた生活ゾーン規制の充実強化を図る。
- (2) 自動車騒音・道路交通振動の増大に影響が認められる速度超過、整備不良・過積載車両等の指導取締りを強化する。
- (3) 自動車騒音・振動による障害を防止するため、幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）に基づく沿道整備事業及び各道路管理者が行う防音壁の設置等の促進を図る。
- (4) 市町村、関係機関が行う自動車騒音・道路交通振動対策の円滑な実施を図るため、その連絡調整に当たる。

第5節 航空機公害対策

1 大阪国際空港航空機公害対策の推進

大阪国際空港の航空機公害対策として次の措置を講じる。

- (1) 大阪国際空港周辺整備計画に基づき、具体的な地区整備計画の早期成案化に努める。
- (2) 航空機騒音障害防止法に基づく第3種区域を中心とする騒音等激甚地区については、緑地帯として計画的に整備するとともに、緑地に隣接する区域については、住環境の整備を図る等の抜本的な周辺整備対策を推進する。
- (3) 騒音等激甚地区の緑地整備を積極的に推進するため、地元市の協力を得て、国と共同で都市計画決定に必要な調査を行う。
- (4) 移転跡地等を利用して地元市が行う公園等の周辺環境基盤施設整備事業に対し国と共に補助する。
- (5) 関係市が設置する学習、集会等のための共同利用施設に対し、国と共にその建設費を補助する。
- (6) 航空機騒音防止対策として関係市が行う学校等の公害防止工事に対して、その負担を軽減するため市町村施設整備資金を活用して資金の貸付けを行う。
- (7) 大阪国際空港周辺整備機構による移転補償を受けて住宅等の移転を行う者が、それに要する資金を金融機関等から借り入れた場合に、その利子の一部を補給する。
- (8) 空港周辺地域の営業者に対し、移転及び経営改善の資金をあっせん融資し、その利子の一部を補給する。
- (9) 豊中市が実施する鼻出血医療対策事業に対して補助を行う。
- (10) 住宅の移転者に対して府営住宅及び府住宅供給公社住宅への優先入居を行う。
- (11) 航空機騒音の常時測定のほか、必要に応じて航空機騒音等の実態調査

を実施する。

- (2) 第1種区域内での府営住宅の建替えにあたって、航空機騒音防止工事を実施する。

2 大阪国際空港周辺整備機構に対する助成

大阪国際空港周辺整備機構に対し、必要な職員を派遣し、執行体制の強化を図るとともに次の助成を行う。

- (1) 民家防音工事に対する補助
- (2) 共同住宅建設事業、代替地造成事業及び再開発整備事業に対する資金の貸付け

第6節 地盤沈下対策

1 法律・条例に基づく規制

工業用水法（昭和31年法律第146号）及び大阪府公害防止条例に基づく地下水の採取の規制を行うため、地下水採取の実態把握に努めるとともに、規制地域内の関係工場、事業場に対する規制、指導の徹底を図る。

なお、泉州地域については、引き続き地下水から工業用水道等への水源転換を図る。

2 地盤沈下状況の調査の実施

府下の地盤沈下の状況を把握するため、引き続き水準測量調査（観測点317点）を実施するとともに、観測井戸による地下水位及び地盤沈下の状況の観測を実施する。

また、地下水の現況について調査を行う。

3 都市河川地盤沈下対策事業の実施

平野川分水路の下流端に排水機場を設けて内水の水位低下を図り、地盤

沈下地域の排水を良くするため、排水機場の完成を図るとともに、古川の河川改修を進める。

4 工業用水の供給

北摂地域、東大阪地域及び泉州地域の地盤沈下対策として、地下水の代替水を確保するため、工業用水道による工業用水の安定供給に努める。

第7節 廃棄物処理対策

1 産業廃棄物処理対策の推進

産業廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び大阪府産業廃棄物処理計画（昭和57年6月策定）に基づき、次の施策を推進する。

- (1) 排出事業者及び産業廃棄物処理業者の指導、監視を強化するとともに、産業廃棄物の減量化対策の推進及び総合的管理システムの調査、研究を行う。
- (2) 堺第7-3区における産業廃棄物の広域処理対策事業については、引き続き財団法人大阪産業廃棄物処理公社を事業主体として、実施することとし、無害の汚でい等の廃棄物の埋立処分を行うとともに、同区内の大阪産業廃棄物中間処理センターにおいて、廃油、有害汚でい等の中間処理を行う。

また、同公社に対し、必要な技術的、財政的援助を行う。

2 一般廃棄物処理対策の推進

- (1) 市町村が行う一般廃棄物の適正な処理を促進するため、廃棄物処理施設の整備等に対して技術的、財政的援助を行う。

また、廃棄物減量化対策、廃棄物エネルギー有効利用等について、「大阪府廃棄物減量化対策推進協議会」において調査、研究を進める。

- (2) 空き缶等の散乱防止を図るため、市町村とともに統一的な環境美化キ

ンペーンを実施する等啓発を強化するほか、「大阪府廃棄物減量化対策推進協議会」において引き続き効果的な対策について調査、研究を行う。

3 最終処分場の確保

関係府県、府下市町村等と協力し、大阪湾広域臨海環境整備センターを事業主体として環境保全に十分留意しつつ、広域処理場整備計画（フェニックス計画）の推進を図る。

第8節 農林・水産・畜産公害対策

1 農林・水産・畜産公害対策の実施

- (1) 農林・水産及び畜産業関係の公害対策として、前年度に引き続き次のような調査研究及び事業を行う。
 - ① 大気汚染による農作物等の影響に関する調査研究
 - ② 残留農業に関する調査研究
 - ③ 漁業環境等に関する調査研究
 - ④ 家畜ふん尿の処理技術に関する調査研究
- (2) 漁業環境について観測ブイ等により常時監視を行う。
- (3) 地域の実情に即した畜舎環境保全施設の整備を計画的に推進する市町村等に対し助成を行う。
- (4) 水産生物の生息環境悪化や漁業操業の障害となる海底に堆積したゴミ類の除去、あるいは、流出油による漁業被害の防止等、漁業環境保全対策事業を実施する。

2 農業用水及び土壌汚染対策の実施

都市排水の増加により農作物被害が増加している区域の水源転換、水質浄化、用排水分離水路の新設、改良を行うため、水質障害対策事業を推進する。

また、重金属による土壌及び農作物の汚染の実態調査及びその被害対策を引き続き実施する。

さらに、琵琶湖一淀川水系における農業排水は、近年の多肥栽培により不良化しているため、原因を究明するとともに、改善対策を検討する。

第9節 環境保健対策

1 健康被害に関する調査研究の実施

環境汚染による健康への影響について、大阪府公害健康調査専門委員会議の助言を得て、次の調査研究を行う。

- (1) 大気汚染が人の健康に与えている影響の実態を把握するため、引き続き複合大気汚染の健康影響に関する基礎医学的及び疫学的調査研究を実施する。
- (2) 工場等から排出される汚染質による局地的な環境汚染問題について、工場等の周辺住民の健康調査等を実施する。
- (3) 光化学スモッグによる健康被害の実態を把握するため、必要に応じて緊急調査班を編成して現地調査を行う。
- (4) 食品中の微量有害物質等の汚染分布状況調査を実施する。
- (5) 環境汚染による健康被害の予防及び治療並びに調査研究体制の組織一元化を図るため、引き続き調査検討を進める。

2 保健所における公害関連業務の実施

公衆衛生の立場から公害に係る苦情相談、地域の特性に応じた環境汚染による人体影響に関連する各種の調査、衛生教育等を実施する。

第10節 被害救済等

1 公害健康被害補償法の施行等

公害健康被害者の公正、迅速な保護を図ることを目的とする公害健康被害補償法（昭和48年法律第111号）に基づき、大阪市、豊中市南部、吹田市南部、守口市、東大阪市の一部、八尾市の一部及び堺市西北部がその適用地域に指定されているが、同法による指定疾病患者が死亡した場合、関係市と共にその遺族に対し見舞金を支給する。

2 公害に関する苦情・相談の処理

公害に関する苦情・相談については、公害室各課、府の各保健所、府警察本部及び警察署並びに市町村公害担当部課が相互に密接な連携を保ちながら、その迅速かつ適切な処理に努める。

また、電波受信障害については、府営住宅の建設等による電波受信障害に対処するため共同アンテナの設置を行うほか、電波受信障害対策に関する制度の確立を国に働きかける等、必要な措置を講じる。

3 大阪府公害審査会の運営

公害紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づいて設置された大阪府公害審査会において、その紛争事案の処理に努めているが、引き続き継続中の調停の事案の手続を進めるとともに、新たに調停等の申請があった場合にはその事案の適正な処理に努める。

4 公害関係事犯取締りの実施

府民の健康を害し、また日常生活に直接被害を与える悪質又は重要と認められる公害関係事犯については、関係行政機関との密接な連携のもとに積極的な取締りを推進する。

第11節 中小企業に対する助成等

1 工場の適正配置及び集団化の促進

公害を抜本的に解決するためには土地利用の適正化を図る必要があるが、特に工場と住宅の混在により発生する公害を防止するため、次の諸施策を講じることにより、引き続き工場の適正配置及び集団化を促進する。

- (1) 公害防止事業団の資金を活用して共同公害防止施設、共同利用工場、工場移転用地、共同福利施設等の建設事業を促進する。
- (2) 市町村又はその開発公社が行う公害防止対策事業等の用地の先行取得に対して、所要資金の一部について融資あっせんする。
- (3) 中小企業の工場集団化により、公害の解消に努めるため、財団法人大阪府中小企業団地開発協会による中小企業団地造成事業の促進を図る。

2 中小企業者に対する公害防止資金の融資

- (1) 中小企業における公害防止施設の設置・改善、工場移転等を促進するため、引き続き中小企業公害防止資金特別融資制度の積極的な運用に努める。

融資目標額 19億6千万円

融資限度額 原則として2,500万円（工業専用地域等への工場移転及び事業協同組合等に対しては5,000万円）

無担保融資 600万円

融資期間 7年以内

- (2) 中小企業者が共同して行う共同公害防止事業等に対し、中小企業事業団法（昭和55年法律第53号）による中小企業高度化資金を活用して資金貸付けを行う。
- (3) 中小企業設備近代化資金貸付けのうち、公害防止設備に係る貸付けについては、一定期間いつでも申込みができるよう便宜を図るほか、優先的に貸付けを行う。

- (4) 中小企業設備貸与事業等の実施にあたり、中小企業者に対する公害防止設備の貸与等を積極的に進める。

3 公害防止技術の相談・指導

工業技術研究所及び繊維技術研究所において、公害防止技術についての相談・指導を行うほか、公害防止の技術指導を必要とする企業への、実地指導を行う。

4 公害防止技術者の養成

中小企業における公害防止体制の強化を図るため、各種の技術者研修を実施する。

5 公害防止技術の研究開発等

公害防止技術の開発、汚染状況の把握等を目的として、工業技術研究所、放射線中央研究所などにおいて、次のような調査研究を行うとともに、現在までの調査研究について、その成果の普及に努める。

- (1) 化学メッキにおける廃水・廃浴処理と有価物回収
- (2) 高含水率の汚泥処理システム
- (3) 水性焼入剤の研究
- (4) プラスチック材料の低発煙化に関する研究
- (5) 電泥スラグ及びスラグの有効利用法の研究
- (6) 放射線利用による環境汚染に関する研究

6 中小企業における公害防止技術の研究に対する助成

中小企業の実情に即した公害防止対策を推進するため、財団法人関西産業公害防止センターが行う公害防止技術の研究事業に対し、引き続き助成措置を講じる。

第12節 公害に係る検査・分析業務体制の整備

大気汚染、水質汚濁、騒音・振動に関する公害試料の分析業務の充実を図るため、引き続き検査分析機器の整備と分析技術の向上に努めるとともに、市町村が行う検査分析業務に関する技術指導を行う。

第13節 その他の公害対策

1 市町村の公害防止行政に対する助成

(1) 公害防止事務費交付金の交付

大阪府公害防止条例に基づく事務を委任している市町村に対し、引き続き交付金を交付する。

(2) 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号）及び公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく、国の助成に係る学校等の公害防止事業を行う市町村に対して、市町村施設整備資金貸付金を貸付ける。

2 公害防止管理者等に係る業務の運営

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）に基づき、特定事業者に対し、公害防止管理者等の選任及び届出等が適正に行われるよう指導する。

3 公害モニター制度の運営

公害モニターから、公害行政について意見の提出及び公害発生状況等に関する報告を求め、公害行政の推進に活用するとともに、研修会等を実施して、モニター活動の円滑化を図る。

4 公害防止に関する知識の普及

府民及び事業者に対し、公害に関する知識の普及を図るため、公害白書の刊行及び公害防止に関する各種啓発パンフレット等の資料の発行を行う。

また、環境月間（6月）の諸行事への府民の参加を通して、公害の防止と良好な生活環境に関する意識の向上を図る。

また、府民が自ら環境利用する際の判断資料とし、あるいは環境影響評価に際しての資料として活用できる公害等に関する情報を提供する方法を検討する。

第14節 自然環境保全対策

1 法律・条例に基づく規制等

自然環境の保全を図るため、森林法（昭和26年法律第249号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）、大阪府自然環境保全条例（昭和48年大阪府条例第2号）の規定に基づき、規制地域内において開発行為等を行う者に対する規制、指導を行う。

また、同条例の規定に基づき、自然環境の保全と回復の状況を把握し、必要な指導に当たらせるため、自然環境保全指導員制度等を強化する。

2 自然環境保全対策の実施

自然環境の保全と回復を図るため、次の諸施策を実施する。

- (1) 金剛山伏見峠地区を中心として自然公園施設の整備を行い、秩序ある利用の推進を図るとともに、明治の森・箕面及び金剛生駒の両国定公園並びに東海自然歩道等の管理事業を推進する。
- (2) 府政百年記念事業として金剛生駒国定公園区域内に造成した「府民の森」（5園地、約480ha）の適正な利用に努めるとともに、引き続き未完成園地の整備を行う。

- (3) 市街地の緑化を推進するため、植樹祭の開催や各種の緑化啓発行事を行うとともに、緑化知識の普及や技術指導の拠点として開設した緑化センターの適正な運営に努める。
- (4) 広く民間の協力を得て、緑化基金の充実を図り、その果実により継続的に市街地の緑化を推進する。
- (5) 緑化樹の養成を行い、地域住民が協同して行う緑化及び公共施設の緑化に対して無償配付するとともに、施設緑化パイロット事業等を実施して施設緑化基準の達成に努める。
- (6) 森林の保全整備を図るため、民有地に分収契約による地上権を設定し、管理事業を実施するとともに、契約期限の到来する森林のうち保全上必要なものについては、引き続き借地制度に切り換えて森林の保全を図る。
- (7) 工場の緑化を推進するため、工場立地法に基づき、緑地面積の確保を指導するとともに工場緑化用樹木の無償配布、工場緑化コンクールの開催等府下工場に対する緑化思想の啓発普及、緑化推進のための助言・指導を実施する。
- (8) 土壌養分が乏しい不良成育林地を改良し、森林造成を行うほか、保安林整備計画により指定された保安林の機能強化を図るため、水源林造成事業等を実施する。
- (9) 第5次鳥獣保護事業計画（昭和57～61年度）に基づき、野生鳥獣の適正な保護管理を図るとともに、狩猟の適正化に努る。
- (10) 水産資源の維持培養を図るため、高級魚介類の稚魚生産技術、品種の改良等の開発研究を行うとともに、稚魚の放流を実施する。

第15節 歴史的文化的環境の保全

1 法令に基づく規制等

文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定に基づき、特に重要な歴史的文化的遺産については、重要文化財や史跡、名勝等に指定し、現状の

変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示を行うとともに、埋蔵文化財包蔵地域内において開発行為等を行う者に対する規制、指導等を行う。

また、文化財保護指導員を置き、文化財所有者その他関係者に対し、文化財の保護に関する必要な指導及び助言を行うとともに、地域の住民に対し文化財保護思想の普及、啓蒙活動を通じて歴史的文化的環境の保全の必要性についての周知・啓発を図る。

2 歴史的文化的環境保全対策の実施

歴史的文化的環境を保全するため、次の諸施策を実施する。

- (1) 国宝、重要文化財等の国（府）指定の文化財について、保存修理や防災施設の整備に対し助成する。
- (2) 地域における歴史的文化的環境の核として重要な史跡等については、市町村の行う公有化事業や環境整備事業に対し、助成を行う。
- (3) 埋蔵文化財包蔵地内での開発工事について、事前に開発関係者と文化財保存について協議を行い、文化財が不用意に失なわれることのないよう行政指導を進める。
- (4) 発掘調査において出土した多数の遺物を計画的に整理し泉北考古資料館、文化財資料展示室等において展示・公開し、府民の歴史的文化的遺産についての認識を深める。
- (5) 市町村が設置する歴史民俗資料館等についてはその建設費に対し助成を行う。
- (6) 河南町、太子町の一須賀古墳群の中心部に設置する史跡公園「風土記の丘」（仮称）については、その早期公開をめざし環境整備を推進する。

付 録 昭 和 58 年 度 公 害 関 係 当 初 予 算 (関 連 事 業 を 含 む) 一 覧

(1) 部

別

(単 位 : 千 円)

部 名	5 8 年 度	5 7 年 度	増 減
総 務 部	350,000	500,000	△150,000
企 画 部	14,661	14,690	△29
生 活 環 境 部	4,394,330	4,756,900	△362,570
衛 生 部	31,852	35,127	△3,275
商 工 部	666,206	621,023	45,183
農 林 部	1,869,081	1,936,755	△67,674
土 木 部	43,740,858	50,866,641	△7,125,783
建 築 部	95,500	50,000	45,500
企 業 局	10,720,000	5,100,000	5,620,000
水 道 部	4,407,917	4,974,039	△566,122
教 育 委 員 会	582,687	628,859	△ 46,172
公 安 委 員 会	978,297	1,079,506	△101,209
合 計	67,851,389	70,563,540	△ 2,712,151

(2) 種 目 別

(単位：千円)

区分	事業名	58年度	57年度	増減	摘要
基 本 的 施 策	環境総合計画 推進費	8,500	0	△1,840	快適環境創造のための施策の 総合調整、企画、検討等 (生)
	環境の保全と創造 にかかる長期計画 推進費		7,500		(生)
	公害防止計画進行 管理費		2,840		(生)
	地域公害防止 計画策定費	0	6,000	△6,000	(生)
	環境影響評価 制度推進費	21,600	29,000	△7,400	環境アセスメント制度化事業 (生)
	公害基本対策費	14,522	24,764	△10,242	公害行政総合調整費 (生)
	公害情報管理費	96,390	97,235	△845	(生)
	二色の浜環境整備 関連公共事業費	748,000	573,000	175,000	(土)
	(特別会計) 阪南(二色の浜) 土地造成事業費	10,720,000	5,100,000	5,620,000	(企業)
	土地利用調査費	10,767	10,830	△63	(土)
小計	11,619,779	5,851,169	5,768,610		

(単位：千円)

区分	事業名	58年度	57年度	増減	摘要
大気汚染対策	窒素酸化物に関する調査研究費	4,000	2,500	1,500	動物実験等 (生)
	大気汚染防止規制指導費	14,017	22,537	△ 8,520	大気汚染防止規制指導費 窒素酸化物総量規制推進事業費 悪臭防止規制指導費 (生)
	大気汚染防止実施計画推進費	5,000	5,553	△ 553	大気汚染物質削減計画実施費 (生)
	光化学スモッグ対策費	3,604	3,970	△ 366	発生源工場等実態調査費等 (生)
	大気汚染測定局整備費	94,890	100,208	△ 5,318	測定機器等整備費 (生)
	窒素酸化物テレメータ監視システム整備費	128,283	0	128,283	(生)
	大気汚染常時監視費	129,605	125,595	4,010	(生)
	公害現況等調査費	4,855	11,074	△ 6,219	燃料使用量調査費 地域別降下ばいじん調査費 浮遊粉じん環境調査費 (生)
	悪臭発生源対策調査費	0	2,500	△ 2,500	防・脱臭総合処理システム 開発調査費補助金 (生)
	大気汚染物質発生源単位調査費	0	3,000	△ 3,000	(生)
ごみ焼却場の大気汚染物質防止対策費	0	3,000	△ 3,000	焼却方法の改善によるNOx 発生抑制実証テスト (生)	
ごみ焼却場公害防止装置運営管理費等補助金	368,739	383,451	△ 14,712	施設整備費補助金 運営管理費補助金 排出塩処理費補助金 (生)	
小計	752,993	663,388	89,605		

(単位：千円)

区分	事業名	58年度	57年度	増減	摘要
水	水質汚濁防止規制指導費	21,913	21,335	578	水質汚濁防止法等施行費 (生)
	公共用水域常時監視費	133,339	127,840	5,499	河川・海域水質常時監視費 (生)
	発生負荷量管理等調査費	1,694	1,694	0	COD排出量調査 (生)
	水質汚濁常時監視施設整備費	55,436	71,360	△15,924	テレメータ監視システム整備費 (生)
	水質汚濁常時監視費	33,766	42,900	△9,134	(生)
質	瀬戸内海栄養塩類削減対策費	2,228	2,092	136	リン・窒素等富栄養物質調査 (生)
	合成洗剤対策推進事業費	4,889	5,432	△543	合成洗剤対策推進費 (生)
汚	淀川環境モニタリング事業費	5,000	5,000	0	淀川流域の水辺環境観察等 (生)
	下水道整備費	32,424,600	36,504,000	△4,079,400	流域下水道事業費 公共下水道補助金 (土)
濁	河川環境整備費	415,920	431,260	△15,340	河川の塵芥処理 (土)
	都市河川浄化費	446,500	404,000	42,500	河川のしゅんせつ (土)
対	港湾環境整備費	202,933	231,550	△28,617	港湾の緑化事業等の環境整備 (土)
	船舶廃油処理場維持費	103,331	99,481	3,850	船舶廃油処理施設等の維持管理 (土)
策	公害取締対策費	1,900	2,152	△252	水質検査委託料 (公安)
	公害防除技術研究費	0	1,033	△1,033	(商)
	小計	33,853,449	37,951,129	△4,097,680	

(単位：千円)

区分	事業名	58年度	57年度	増減	摘要
騒音・振動対策	騒音・振動規制指導費	1,651	1,847	△196	騒音防止法等施行費 (生)
	騒音・振動調査対策費	3,000	2,000	1,000	低周波空気振動調査費 (生)
	公営住宅騒音対策費	5,200	0	5,200	防音マッシュ取付 (建)
	小計	9,851	3,847	6,004	
自動車公害対策	自動車公害対策費	10,756	9,830	926	自動車排出ガス対策推進費 7,956(生) 自動車排出ガス減少装置触媒 取替費 2,800(公安)
	自動車公害対策調査費	7,810	6,500	1,310	自動車交通総量削減計画基礎 調査等 (生)
	交通公害対策費	8,000	10,010	△2,010	交通量調査費 (公安)
	総合都市交通体系調査費	47,700	102,600	△54,900	府下の効率的な総合交通体系 整備計画の立案 (土)
	舗装新設費	376,100	425,500	△49,400	未舗装道路の舗装 (土)
	舗装道改修費	1,822,800	1,802,800	20,000	舗装悪化箇所への補修 (土)
	道路改良費	200,000	500,000	△300,000	道路の立体交差化 (土)
	交通安全施設等整備費	1,232,433	1,276,851	△44,418	交差点改良費(土) 横断歩道橋整備費(土) 交通管制センターの拡充強 化費(公安) 地域制御区域拡大費(公安) 信号機の系統化事業費(公安)
	小計	3,705,599	4,134,091	△428,492	

(単位：千円)

区分	事業名	58年度	57年度	増減	摘要
航空機 公害 対策	大阪国際空港 周辺対策費	169,562	304,602	△135,040	都市緑化事業費 緑地整備計画調査費 営業者あつ旋融資資金貸付 金等 住宅等移転資金利子補給金 共同利用施設建設費補助金 環境基盤施設整備費補助金 (生)
	航空機公害態 調査費	12,159	9,694	2,465	航空機騒音調査費 (生)
	大阪国際空港周辺 整備機構助成費	208,766	220,806	△12,040	事業資金貸付金 民家防音工事費補助金(生)
	航空機騒音防止 校舎管理費	69,783	69,783	0	航空機騒音防止校舎 冷暖房費 (教委)
	公営住宅騒音 対策費	40,300	39,900	400	空調設備設置 (建)
	小計	500,570	644,785	△144,215	
地盤沈 下 対策	地盤沈下規制 指導費	1,756	1,857	△101	工業用水法等施行費 (生)
	都市河川地盤沈下 対策費	910,000	2,875,000	△1,965,000	排水施設の設置により河川 の水位をさげる (土)
	地盤沈下観測費	37,351	50,030	△12,679	地盤沈下観測費 13,062(牛) 水準点測量費 24,289(土)
	(特別会計) 地盤沈下対 策事業費	4,407,917	4,974,039	△566,122	工業用水道事業費 (水道)
	小計	5,357,024	7,900,926	△2,543,902	

(単位:千円)

区分	事業名	58年度	57年度	増減	摘要
廃棄物処理対策	産業廃棄物処理指導監督費	49,237	43,061	6,176	処理業者指導監督費等 廃棄物検査分析費等 (生)
	産業廃棄物処理計画推進費	2,930	3,000	△70	(生)
	産業廃棄物中間処理事業促進費	224,606	231,556	△6,950	産業廃棄物中間処理事業費補助金 (生)
	廃棄物減量化対策推進事業費	4,000	4,000	0	廃棄物再生利用調査費 大阪府廃棄物減量化対策推進協議会負担金 (生)
	一般廃棄物処理指導監督費	5,500	5,632	△132	市町村指導監督費 (生)
	一般廃棄物処理施設改造費補助金	77,000	110,000	△33,000	し尿処理施設等改造費補助金 (生)
	環境美化啓発事業費	3,600	0	3,600	空き缶等散乱防止啓発費 (生)
	道路環境整備費	569,363	547,450	21,913	道路敷におけるゴミ等の不法投棄防止 (土)
	公害取締対策費	270	300	△30	産業廃棄物検査委託料 (公安)
	広域廃棄物埋立処分場整備促進費	142,998	71,375	71,623	大阪湾広域臨海環境整備センター調査事業費負担金 49,248(生) 93,750(土)
小計	1,079,504	1,016,374	63,130		
農林・水産・畜産公害対策	農作物公害研究費	13,516	16,546	△3,030	農作物に関する公害試験研究費 (農)
	漁業公害対策費	12,585	12,613	△28	漁場障害物除去事業費 漁場油濁被害救済基金負担金 (農)
	漁業公害監視費	2,800	2,800	0	漁業公害調査指導事業 (農)
	漁業公害研究費	13,429	13,588	△159	漁場環境調査費 汚水魚試験調査 (農)

(単位：千円)

区分	事業名	58年度	57年度	増減	摘要
農林・水産・畜産公害対策	畜産公害研究費	32,998	5,133	27,865	畜産環境保全対策試験 (農)
	畜産経営環境保全費	24,680	35,200	△10,520	(農)
	農用地土壌汚染対策費	426,070	410,300	15,770	水質障害対策事業費 (農)
	小計	526,078	496,180	29,898	
環境保健対策	公害人体影響調査費	13,422	14,458	△1,036	大気汚染人体影響調査費 大気汚染による住民健康調査費 生活環境汚染影響調査費 (衛)
	食品安全対策事業費	14,302	15,922	△1,620	主要食品中の重金属等検査費 (衛)
	公害衛生研究費	1,200	1,333	△133	公害衛生研究費 (衛)
	公害保健調査研究体制整備費	481	530	△49	環境保健体制整備調査事業費 (衛)
	保健所公害業務費	1,916	2,300	△384	担当職員活動費 (衛)
	学校公害実態調査費	13,100	0	13,100	環境衛生検査器具購入費 児童の大気汚染に関する自覚 症状調査 (教委)
	光化学スモッグ対策費	901	584	317	酸素吸入器設置費 370(教委) 光化学スモッグ人体影響調査 費 531(衛)
	小計	45,322	35,127	10,195	

(單位：千円)

区分	事業名	58年度	57年度	増減	摘要
被害救済等	公害健康被害対策費	21,869	24,910	△3,041	公害病認定患者死亡見舞金等(生)
	苦情相談処理費	3,555	3,950	△395	大気、水質、特殊公害苦情相談処理費(生)
	公害紛争処理費	2,577	2,774	△197	公害審査会運営費(生)
	公害取締対策費	10,694	12,024	△1,330	公害関係事犯探証機器整備費(公安)
	小計	38,695	43,658	△4,963	
中小企業に対する助成等	工場立地指導費	3,292	3,395	△103	(商)
	中小企業集団化事業貸付金	574,000	487,000	87,000	中小企業団地開発協会貸付金 300,000 中小企業育成資金融資資金貸付金 24,000 (商)
	中小企業公害防止資金特別融資促進費	2,037,577	2,321,771	△284,194	融資目標 19億6千万円 貸付利率 年 7.5% 貸付期間 7年 利子補給 小企業 6.5% 中企業 5.5% (生)
	(特別会計) 公害防止資金貸付金	32,500	75,000	△42,500	設備近代化資金貸付金(商)
	(特別会計) 公害防止設備貸与事業	40,500	37,500	3,000	設備貸与資金貸付金(商)
	公害防止技術向上対策費	1,896	3,462	△1,566	公害防止技術者養成事業費 1,000 公害防止巡回技術指導費 896 (商)

(単位：千円)

区分	事業名	58年度	57年度	増減	摘要
中小企業に対する助成等	公害対策指導研究費	5,883	6,536	△653	高含水率の汚泥処理システムに関する研究等 (商)
	(財)関西産業公害防止センター補助金	300	1,000	△700	産業廃棄物中の新規物質の含有量試験における調査研究 (商)
	環境計量器登録事務	7,835	6,097	1,738	環境計量証明事業登録事務 69 環境計量器検査事務 7,766 (商)
	小計	2,703,783	2,941,761	△237,978	
その他の公害対策	公害防止条例委任事務費	90,186	87,615	2,571	市町村交付金等 (生)
	(特別会計) 学校等公害防止施設整備事業費	350,000	500,000	△150,000	大気汚染防止施設整備資金貸付金 自動車騒音防止施設整備資金貸付金 航空機騒音防止施設整備資金貸付金 (総)
	公害監視センター運営費	197,344	176,688	20,656	管理運営費等 検査分析機器等整備費 大気、水質、騒音・振動検査業務費 大気、水質調査研究費 (生)
	堺分室運営費	43,974	29,946	14,028	検査分析費等 (生)
	公害モニター運営費	3,135	3,180	△45	モニター100人 (生)
	電波障害防止対策費	50,000	52,500	△2,500	共同アンテナ設置費 (建)
	放射線利用環境汚染研究費	14,661	14,690	△29	放射線利用による元素分析方法の研究 (企画)
	小計	749,300	864,619	△115,319	

(単位：千円)

区分	事業名	58年度	57年度	増減	摘要
自然環境 環境 保全 対策	自然環境保全費	149,144	161,153	△12,009	(農)
	公園緑地整備費	4,963,205	5,939,235	△976,030	都市公園の整備、緑化事業、淀川河川敷公園 (土)
	緑道整備費	103,800	120,000	△16,200	(土)
	府民の森整備費	384,547	467,440	△82,893	(農)
	環境緑化推進費	281,457	268,717	12,740	(農)
	花と緑の運動 推進事業費	13,759	13,915	△156	花木等の植樹推進費 推進啓発費 (農)
	森林造成事業費	164,292	167,179	△2,887	(農)
	府営林整備事業費	156,779	151,066	5,713	(農)
	特殊林地改良 事業費	56,700	55,776	924	(農)
	水源林造成事業費	56,700	55,776	924	(農)
	鳥獣保護事業費	26,288	32,246	△5,958	(農)
	栽培漁業推進費	33,888	45,251	△11,363	(農)
	内水面増殖費	19,449	22,056	△2,607	(農)
小計	6,410,008	7,499,810	△1,089,802		

(単位：千円)

区分	事業名	58年度	57年度	増減	摘要
歴史 的 ・ 文 化 的 環 境 保 全	文化財資料等整備費	1,838	1,490	△ 102	(教委)
	文化財保存調整費	1,589	1,761	△ 172	(教委)
	京北考古資料館運費	5,252	3,820	1,432	(教委)
	府有史跡等管理費	1,540	1,240	300	(教委)
	指定文化財管理費	7,000	7,000	0	(教委)
	文化財資料展示室運費	875	2,691	△1,816	(教委)
	修羅保存処理費	14,400	16,700	△2,300	(教委)
	文化財保護啓発費	1,851	2,985	△1,084	(教委)
	文化財実態調査費	3,100	3,600	△ 500	(教委)
	埋蔵文化財緊急調査費	78,569	85,888	△7,319	(教委)
	新設校等埋蔵文化財調査費	100,000	100,000	0	(教委)
	指定文化財等保存事業費	274,132	284,063	△9,931	(教委)
	[風土記の丘]建設費	9,738	5,488	4,250	(教委)
小計	499,484	516,676	△17,242		
合計	67,851,889	70,563,540	△2,712,151		

(備考)

摘要欄()内の漢字は担当部局を示す。

総務部……………(総)	土木部……………(土)
企画部……………(企画)	建築部……………(建)
生活環境部……………(生)	企業局……………(企業)
衛生部……………(衛)	水道部……………(水)
商工部……………(商)	教育委員会……………(教委)
農林部……………(農)	公安委員会……………(公安)